

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による
「居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」

平成21年5月22日
県土整備部建築住宅課

1. 目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号の規定による「居住環境の維持及び向上への配慮」に関する基準を定めることにより、長期優良住宅の建築等計画の認定の適正かつ円滑な運用を目的とする。

2. 適用範囲

本基準は、宮崎県の区域（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域を除く。）において、法第6条第1項の規定による認定（法第8条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けようとする住宅について適用する。

3. 基準

(1) 地区計画の区域内

地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定によるものをいう。以下同じ。）のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請に係る住宅が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、建築基準法第68条の2の規定により建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る。）に適合しない場合は認定しない。

(2) 景観計画の区域内

景観計画（景観法（平成16年法律第11号）第8条第1項の規定によるものをいう。以下同じ。）の区域内において、申請に係る住宅が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は認定しない。

(3) 都市計画施設等の区域内

申請に係る住宅が次の区域内にある場合には認定しない。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

(1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

(2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

(3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

(5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

附 則

この基準は、平成21年6月4日から施行する。

<参考>

3. 基準（1）に該当する地区計画（平成22年3月23日現在）
 - (1) 国富町太田原地区計画

3. 基準（2）に該当する景観計画
 - (1) 綾町景観計画（平成19年10月1日施行）
 - (2) 港町油津景観計画（平成19年11月1日施行）
 - (3) 西都市景観計画（平成22年4月1日施行）